

富山市立呉羽小学校

いじめ防止基本方針

1 呉羽小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立呉羽小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立呉羽小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 昨年度は、45件のいじめを認知し、35件は解消済みで10件は継続支援中である。
- ・ 中学年で落書き事案、高学年で一部児童による暴力事案や物盗り事案、LINEを介してのトラブルやネットゲームを通しての仲間はずれ等が懸念される。

(2) 本校の課題

- ・ 1～3年生で、友達同士のトラブルが多発する傾向にあるので、下学年の段階で未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・ 冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるトラブルが多いので、言語環境に留意した教育活動に努める。また、相手の立場を思いやる教育活動が必要である。
- ・ SNSを適切に使うよう、指導するとともに、保護者への啓発活動を行う。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童

会によるいじめの運動等)を推進する。

- ・ いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。（「あったか言葉、あったか週間」の実施）
- ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談、全校お知らせのフォーム「話を聞いてほしいな」等を通して、アンテナを高く子供たちを見守る。
- ・ ささいなことであっても学校の教職員全体で情報を共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・ 適宜教育相談を実施することで、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・ いじめの事実の有無を速やかに確認し、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・ 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に通報・相談を行い、所轄警察署やスクールロイヤーに適切な援助を求める。
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。

- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーに十分留意した対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・ いじめが起きた集団の子供に対して、自分の問題として捉えさせると共に、その中で同調していた子供に対して、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン等のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・ いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童が自殺を企図した場合等）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

※ 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

- 第2号の例示
- 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、適切に判断する。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

「児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案」や「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案」

(例)

- ・ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し嫌なことを言ったり暴力をふるったりする。
- ・ 相手の所持品を盗む。
- ・ インターネット上に実名をあげて身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

例に挙げたような事案に類するものが発生した際には、警察と的確に連携して対応する。

- ・ インターネット上での児童ポルノ関連のいじめについては、被害の拡大を防ぐため、学校では直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

※ 参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」

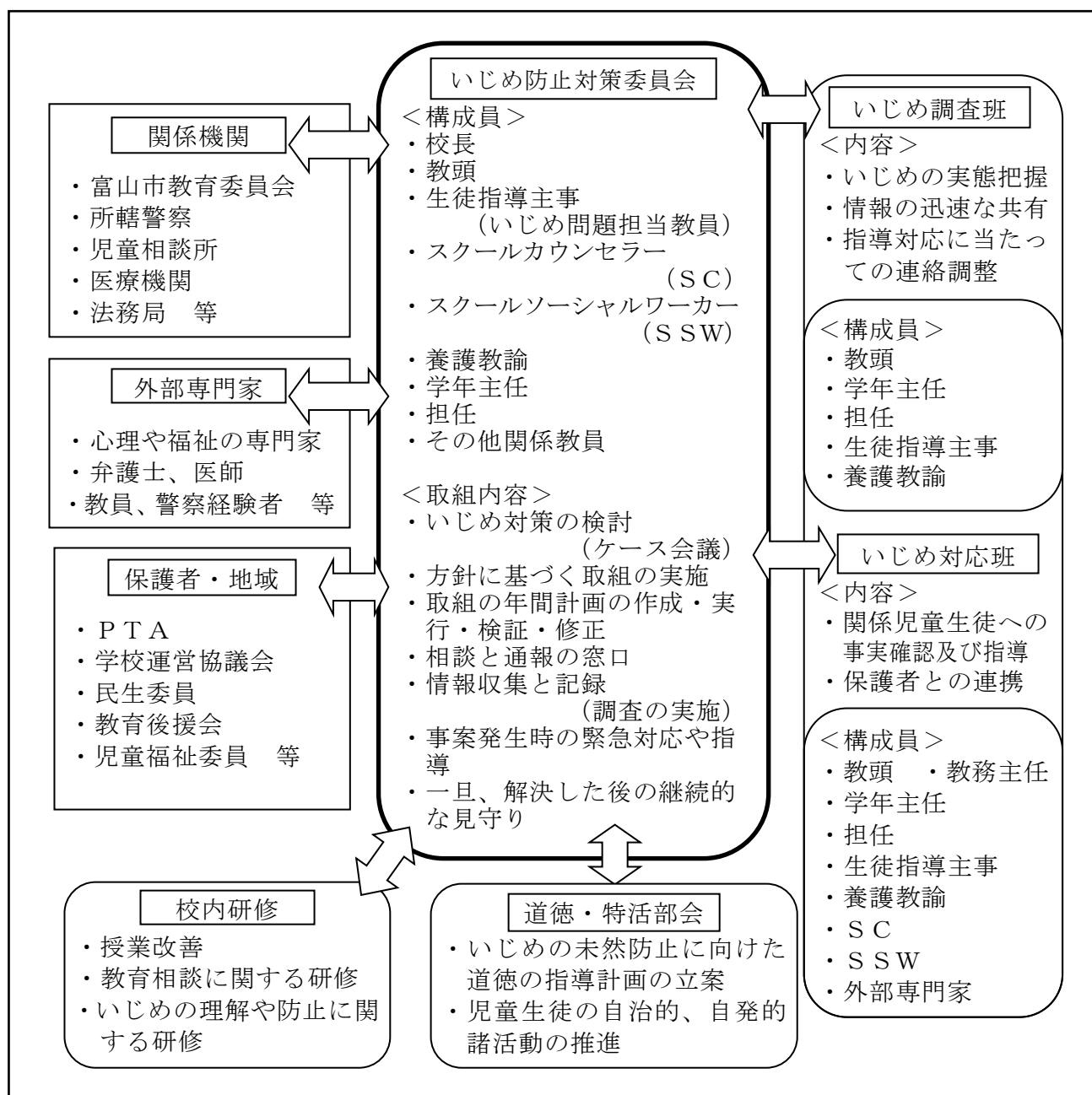
(平成23年3月 文部科学省)

【表1 校内いじめ防止対策委員会】

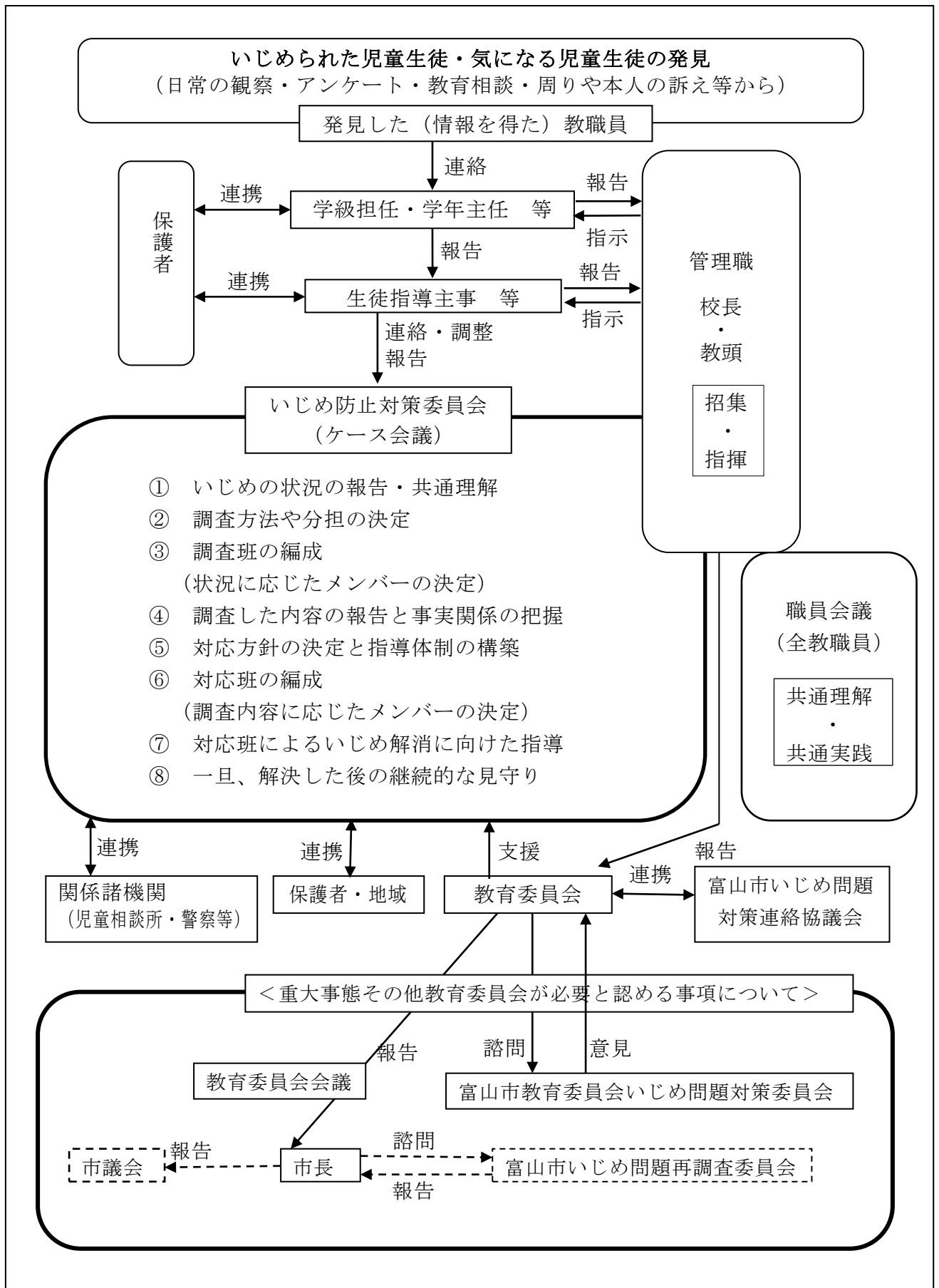
役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長		総 括		
教頭		調査班	対応班	
教務主任		調査班	対応班	
生徒指導主事		調査班	対応班	
養護教諭		調査班	対応班	
学年主任・学級担任		調査班	対応班	
外部専門家			対応班	
スクールカウンセラー			対応班	
スクールソーシャルワーカー			対応班	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急校内いじめ対策委員会の実施 →				
	<p>校内生徒指導委員会 実施① 4/22</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針 ・指導計画等 <p>※職員会議で共通理解</p> <p>学年・学級懇談会での保護者啓発</p> <p>職員会</p>		<p>校内生徒指導委員会 実施② 6/30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・1学期後半の指導計画の確認 <p>いじめ問題に関する職員研修会①</p>		
未然防止への取組		いじめチェックリスト	<p>学級・学年づくり① 人間関係づくり</p> <p>(スポーツフェスティバル・宿泊学習・学年集会・学級集会・あったか言葉あったか週間等)</p>		
早期発見への取組	学校生活アンケート(月1回)(相談カード)		<p>教育相談デー 6/27～29</p>	<p>保護者 学校評価アンケート</p>	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急校内いじめ対策委員会の実施 →						
		<p>校内生徒指導委員会 実施③ 10/12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 <p>いじめ問題に関する職員研修会②</p>					<p>校内生徒指導委員会 実施④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組		いじめチェックリスト	<p>学級・学年づくり② 人間関係づくり</p> <p>(学びの発表会・学年集会・学級集会・あったか言葉あったか週間等)</p>		<p>学級・学年づくり③ 人間関係づくり</p> <p>(卒業式・学年集会・学級集会・あったか言葉あったか週間等)</p>		
			<p>児童会による「人権週間」への取組</p>				
早期発見への取組	学校生活アンケート(月1回)(相談カード)						
			<p>教育相談デー 11/28～30</p>			<p>教育相談週間</p>	
			<p>保護者 学校評価アンケート</p>				